

下水道施設築造工事等承認申請 事務処理要綱



令和 6 年 4 月

成田市土木部下水道課

第1章 総則

この要綱は、下水道法第16条に基づく下水道施設築造工事等承認申請（以下、「承認申請」という。）に関する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

第2章 基本事項

下水道法第16条は、公共下水道管理者以外の者が行う工事等について規定しており、樹の清掃等施設の維持のために行う軽微な行為以外の公共下水道施設の工事及び維持行為については、あらかじめ下水道管理者の承認を要することとされている。したがって、市以外の者が公共下水道施設の工事等を行う場合（市の直轄工事以外で公共下水道施設の工事等を行う場合）には、工事等施工前に成田市長の承認を受ける必要がある。

承認が必要となる具体的な行為は次のとおりである。

- ・ 公共樹の新設（新規取出し工事）
- ・ 公共樹の改造（高さ調整、構造の変更等）
- ・ 公共樹の撤去
- ・ 開発行為や土地区画整理事業に伴う下水道施設の築造工事
- ・ その他下水道施設に関する工事及び維持行為等

本市においては、宅内汚水最終樹が公共樹となっているものが大多数であり、本管から公共樹までは公共下水道施設の一部として市が維持管理を行っている。一方、宅内雨水最終樹及び取付管については、公共樹ではなく使用者による個人管理施設となっていることから、下水道法第16条による承認の対象施設ではない。雨水取付工事を行う場合は、下水道法第24条第1項及び成田市下水道条例第27条に基づき物件設置許可申請を行う必要がある。なお、雨水管渠（雨水本管）を築造する場合は、下水道法第16条による承認が必要である。

第3章 承認申請手続き等について

1. 共通事項

- 1) 申請者は、原則として工事等に係る土地の所有者とすること。土地使用者が申請者となる場合は、予め土地所有者の承諾を得ること。
- 2) 各種申請書は別途定める様式により、正本及び副本の計2部を提出する。郵送、FAX及び電子データでの提出は認めない。
- 3) 各種届出書は別途定める様式により、正本1部を提出する。副本の提出があった場合は、受付印を押印し、返却する。郵送、FAX及び電子データでの提出は認めない。なお、届出者は承認を受けた者とする。
- 4) 私道等の私有地において、下水道施設の築造工事を行う場合は、承認申請書と併せて、私有地占用掘削承諾書を提出すること。本管等重要施設の新設の場合は、実印による押印とし、印鑑証明書、公図写し及び土地登記簿謄本（全て3ヶ月以内に取得した最新のものを）を添付すること。その他の場合は、認印可。
- 5) 国道、県道又は開拓財産道路の掘削を伴う工事を申請する場合は、承認申請受理後、本市から道路管理者へ占用申請を行い、本市が許可を受ける。ただし、承認申請の申請者が、あらかじめ道路管理者と協議を行い、計画内容を精査しておくこと。また、占用許可申請に必要な書類を確認し、承認申請時に必要部数を別途提出すること。協議先等については下表のとおり。

道路種別	管理者（協議先）	連絡先	必要部数
国道 51 号	千葉国道事務所 酒々井出張所	酒々井町上岩橋 1155 TEL 043-496-5171	4 部
51 号以外の国道 及び県道	成田土木事務所 管理課	成田市加良部三丁目 3-2 TEL 0476-26-4832	4 部
開拓財産道路	印旛農業事務所 企画振興課	佐倉市鎗木仲田町 8-1 印旛合同庁舎 TEL 043-483-1129	3 部

- 6) 申請書及び届出書は、必要事項を漏れなく記載し、必要書類を全て添付すること。不足があった場合は、受付できないので注意すること。
- 7) 申請内容について、事前に市と十分な協議を行うこと。
- 8) 申請に係る様式及び必要添付書類については、別添を参照すること。ただし、計画内容によっては、その他関係資料の提出を求めることがある。

- 9) 承認申請に係る標準処理期間は7日間とする。なお、国道、県道又は開拓財産道路の掘削を伴う場合は、市が占用許可等を取得した後に承認手続きを行うことから、処理期間は3～5週間程度となるので注意すること。

2. 下水道施設築造工事等承認申請書

【1. 目 的】

「公共樹の新設」「公共樹の改造」「公共樹の撤去」「污水管渠施設の築造工事」「雨水管渠施設の築造工事」のいずれかを記載する。その他特殊工事等を行う場合は、具体的な内容を記載すること。

【2. 場 所】

工事場所の所在を正確に記載する。

【3. 概 要】

1) 公共樹に関する工事

公共樹の径及び施工箇所数を記載する。新設の場合は、取付管の管種、口径、延長も記載する。

2) 管渠施設に関する工事

管渠の種類、管径及び延長、並びに人孔の規格、築造箇所数等の計画概要を記載すること。

【4. 工事期間】

1) 道路掘削を伴わない工事

許可日から 30 日間を標準とする。

2) 道路掘削を伴う工事

管渠敷設に係る舗装仮復旧後に 1 ヶ月程度の自然転圧期間を経て本復旧を行うことが一般的であることから、許可日から 90 日間を標準とする。

3) 開発行為による工事

工事内容、規模等に応じて、開発行為の工事完了予定年月日までを許可期間とする。

4) その他

工事内容等を踏まえ、協議により決定する。

【5. 施工者】

承認を受けようとする工事の施工者について、名称、連絡先、担当者名等を記載すること。

【6. 添付書類】

1) 位置図

縮尺等の指定はないが、客観的に工事位置を特定できるように作成する。

2) 平面図

図面上で工事概要を確認できるように作成する。延長、規格等についても記載すること。また、周辺既設人孔の天端高を記載すること。

3) 構造図（断面図）

計画施設の構造（断面）を確認できるように作成する。規格等についても記載すること。

4) 使用材料承認図

工事に使用する材料の承認図。

5) 復旧図・保安図

道路掘削を伴う工事の場合は、舗装復旧図、道路掘削に伴う交通保安図（規制図）を添付すること。

6) 管渠縦断図

下水道本管を整備する場合は添付が必要。

管種、管径、管渠勾配の他、地盤高、土被り、管底高さ、単距離、総延長、周辺既設人孔の天端高を記載すること。

7) 現況写真

現場の状況が確認できるような写真を添付すること。

3. 工事着手届

工事に着手するまでに提出すること。

【1. 承認日 指令番号】

承認を受けた日付及び指令番号を記載する。

【2. 工事目的】

承認を受けた工事の目的を記載する。

【3. 工事場所】

承認を受けた工事場所を記載する。

【4. 工事期間】

承認を受けた期間のうち、実際に現場作業を行う期間を記載する。

【5. 施工者】

工事施工者を記載する。

4. 工事完了届

工事完了後速やかに提出すること。

舗装本復旧を伴う工事の場合は、下水道施設に関する工事が完了していれば提出可能とするが、本復旧完了後に当該工事写真を提出し、市の確認を受けること。

開発行為等で、新設する道路内での工事となる場合は、下水道施設に関する工事のほか、上層路盤まで完成していれば提出可能とするが、表層舗装完了後に当該工事写真を提出し、市の確認を受けること。

添付書類のうち、位置図及び竣工図は2部提出すること。

【1. 承認日 指令番号】

承認を受けた日付及び指令番号を記載する。

【2. 工事目的】

承認を受けた工事の目的を記載する。

【3. 工事場所】

承認を受けた工事場所を記載する。

【4. 施工者】

工事施工者を記載する。

【5. 添付書類】

1) 位置図

申請書添付のものと同様に作成する。

2) 竣工図

- ・申請書添付の平面図・断面図・縦断図等に朱書きで出来形値を記載する。
汚水又は雨水管渠施設の築造を行った場合は、既設人孔等の天端高さ等を基準とし、新設人孔天端高さ及び各種管底高さを記載すること。
- ・本管敷設に伴い割込み人孔を設置した場合は、上流人孔からの距離を記載すること。

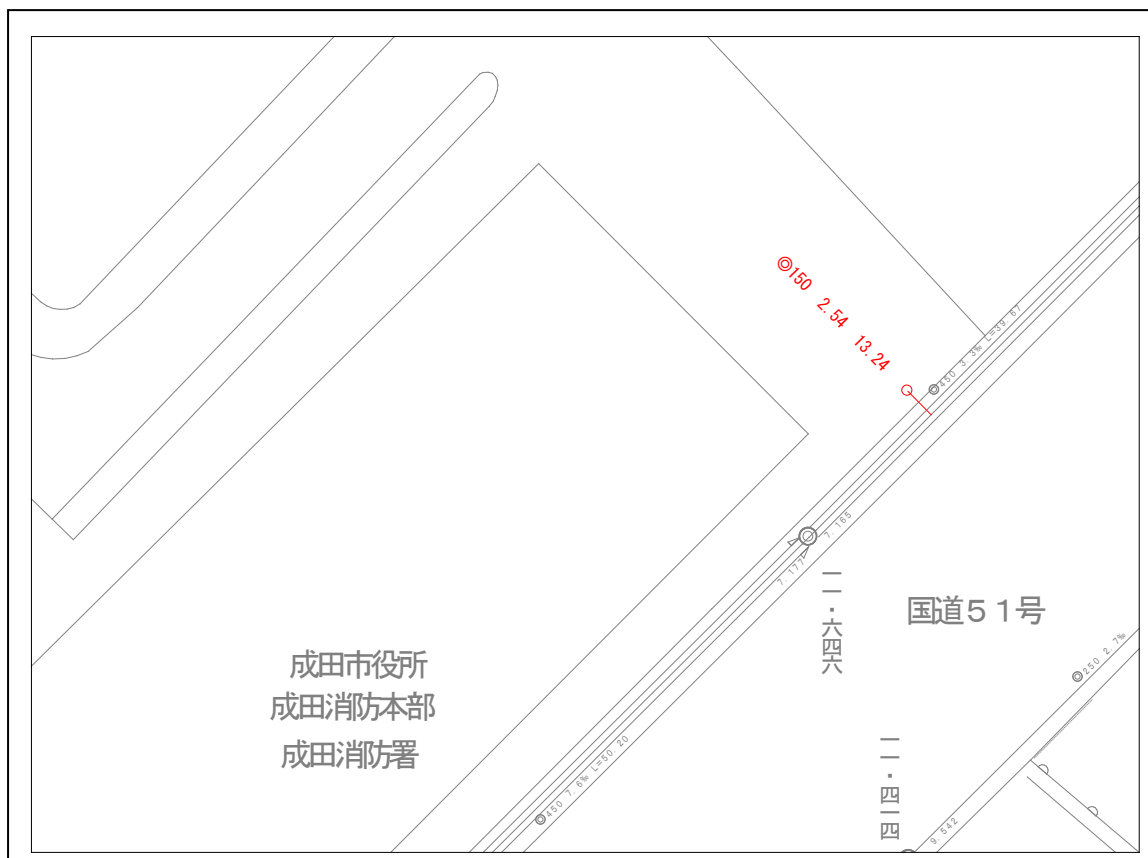
3) 写真

工事施工前、施工中、施工後の他、完了後の検査において、目視出来ない箇所の施工状況についても詳細に撮影し、提出すること。施工状況の確認が出来ない場合には、工事のやり直しや、掘削による確認を求める場合があるので十分に注意すること。

4) オフセット図

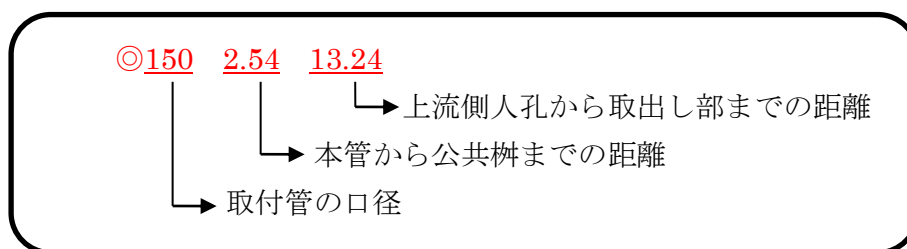
公共柵の新設を行った工事は、上流人孔から取出し位置までの距離及び取出し管の長さを記したオフセット図を作成する。

オフセット図（作成例）



- ・ 新たに設置した公共樹等を朱書きで図示すること。
- ・ 公共樹のオフセット情報を朱書きで表示すること。

オフセット表記方法



5. 下水道施設築造工事等変更承認申請書

承認を受けた内容のうち、工事施工者、工事期間以外の内容を変更しようとする場合は工事変更承認申請を行う。

【1. 工事目的】

承認を受けた工事の目的を記載する。

【2. 工事場所】

承認を受けた工事場所を記載する。変更がある場合は、変更後の場所を記載すること。

【3. 施工者】

工事施工者を記載する。変更がある場合は、変更後の施工者を記載すること。

【4. 変更概要】

工事の変更概要を、変更前と変更後で対比できるようわかりやすく記載する。

【5. 変更理由】

承認を受けた工事を変更する理由を簡潔に記載する。

【6. 添付書類】

当初申請時に必要なものに加え、従前の承認書の写しを添付すること。

6. 工事変更届

承認を受けた内容のうち、工事施工者又は工事期間を変更しようとする場合は、工事変更届を提出する。

【1. 工事目的】

承認を受けた工事の目的を記載する。

【2. 工事場所】

承認を受けた工事場所を記載する。

【3. 変更概要】

工事施工者又は工事期間の変更について、その概要を変更前と変更後で対比できるように記載する。

【4. 変更理由】

工事施工者又は工事期間の変更理由を簡潔に記載する。

7. 工事取下届

承認申請又は変更承認申請後、承認を受ける前に申請の取下げを行う場合に提出する。

【1. 申請日】

承認申請又は変更承認申請をした日付を記載する。

【2. 工事目的】

承認申請又は変更承認申請をした工事の目的を記載する。

【3. 工事場所】

承認申請又は変更承認申請をした工事場所の所在を記載する。

【4. 取下げ理由】

承認申請又は変更承認申請を取下げる理由を記載する。

8. 工事廃止届

承認又は変更承認受けた工事について、何らかの事情により施工を行わない場合に提出する。

届出に合わせ、承認書の写しを提出すること。

【1. 承認日 指令番号】

承認を受けた日付及び指令番号を記載する。

【2. 工事目的】

承認を受けた工事の目的を記載する。

【3. 工事場所】

承認を受けた工事場所を記載する。

【4. 廃止する理由】

承認又は変更承認受けた工事を廃止する理由を記載する。

【5. 添付書類】

従前の承認書の写し

第4章 施設構造基準

承認申請に係る下水道施設の構造等は、次に掲げるほか、「下水道施設計画・設計指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」の最新版によるものとする。

これらに依り難い場合は、別途協議し、個別的・具体的に内容を定める。

1. 公共枥

（1）公共枥の位置・配置

- 1）公共枥の設置位置は、道路境界から1m以内の民地内へ設置することを原則とする。
- 2）将来の維持管理に支障がでないよう、駐車場や空調機下等、蓋の開閉が困難となる場所へは設置しないこと。また、化粧蓋等の設置は原則禁止とする。

（2）公共枥の形状、構造及び材質

- 1）（公社）日本下水道協会の認定を受けた工場で製造された製品を使用すること。
- 2）形状は円形とし、底部にはインバートを設けること。
- 3）構造及び材質等は、枥深さ（GLから流入管底までの深さ）に応じ下表を標準とする。

枥深さ	呼び径	材質	蓋
1.0m以下	200 mm以上	硬質塩化ビニル製	硬質塩化ビニル製
1.5m以下	350 mm以上	樹脂製	レジコン蓋
		硬質塩化ビニル製	硬質塩化ビニル製
1.5mを超える	750 mm以上 (0号人孔)	コンクリート製	マンホール用铸铁蓋

- 4）蓋は、成田市の市章入りで「おすい」と表記のあるものを使用する。また、水密性及び耐久性のあるものを使用すること。
- 5）呼び径350 mm公共枥を、車両の乗入が予想される場所に設置する場合は、その重量に対応した铸铁製の防護蓋（防護ハット）を使用すること。
- 6）呼び径200 mm公共枥を、大型車両の乗入が予想される場所、又は車両の乗入が頻繁となる場所（集合住宅や店舗の車両出入り口等）に設置する場合は、铸铁製の防護蓋（防護ハット）を使用すること。
- 7）ドロップ型公共枥の使用も可とする。

2. 取付管

(1) 管種及び配置

- 1) 管種は、下水道用硬質塩化ビニル管を標準とする。
- 2) 管径は、150 mmを標準とする。
- 3) 取付管は、本管に対して直線的に敷設すること。
- 4) 本管の取付部は、本管に対して 60 度又は 90 度とする。
- 5) 取付管の間隔は、1m以上確保すること。
- 6) 取付管の勾配は、1%以上とする。
- 7) 取付位置は、本管断面の中心線から上方とする。

(2) 取付部の構造

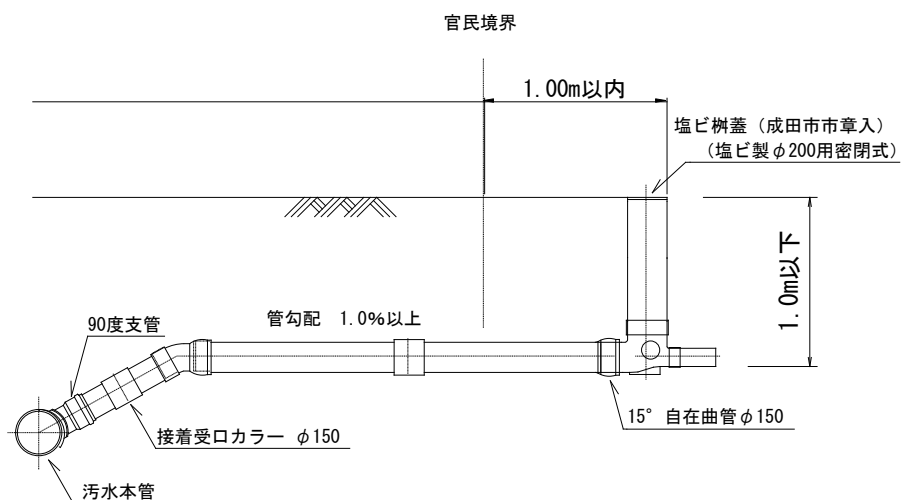
- 1) 本管へ取付管を接続する場合は、支管を用いること。また、樹脂系接着剤及び番線等により、確実に圧着すること。
- 2) 取付管は本管への支管接続を原則とするが、やむを得ず人孔へ直接接続する場合は、可とう継手により拔出し防止措置を講ずること。

(3) その他

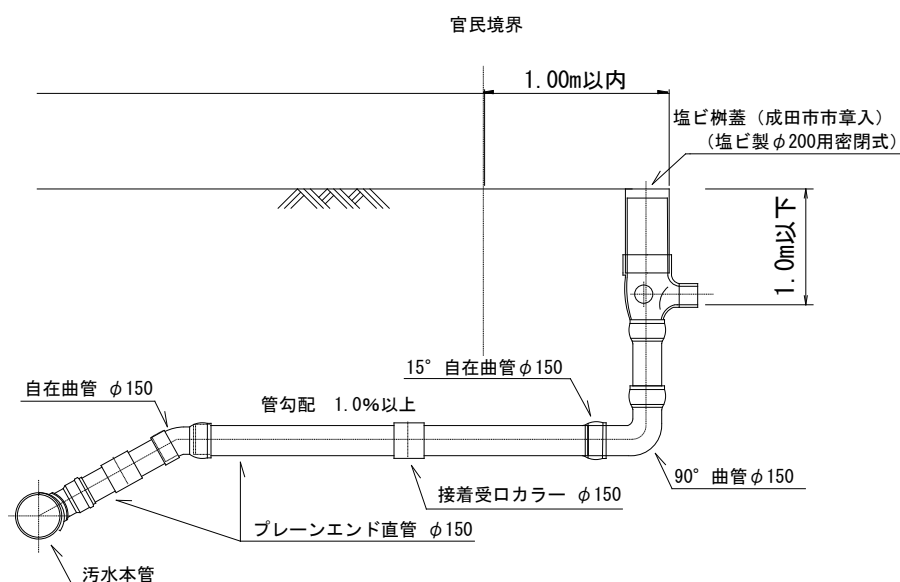
- 1) 管上 60cm の位置に明示シートを敷設すること。なお、管上 60cm がとれない場合は路盤下に敷設すること。
- 2) 取付管接続工事は、開削工法を原則とするが、本管の埋設位置が深い場合には、推進工法による施工を認める。その場合、以下の点に注意すること。
 - ・使用材料及び施工方法を明確化し、水密性及び耐久性に問題がないことを確認すること。
 - ・施工後、下水道用テレビカメラ等により、取付部が確実に圧着されていることを確認し、その写真を提出すること。

公共桧標準施工断面図 S=1:40

φ 200標準型



φ 200ドロップ型



※ 呼び径 200 mm以外の口径を使用する場合等については、これを参考に現場状況に則した断面図を作成すること。

3. 公共枿の撤去

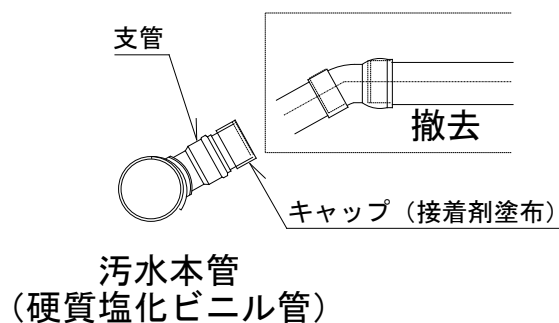
不要な公共枿は、撤去すること。ただし、雨水等の進入の恐れがなく、管理上支障がないと認められる場合はこの限りでない。なお、撤去に係る施工方法等については、以下のとおりとする。

(1) 撤去範囲

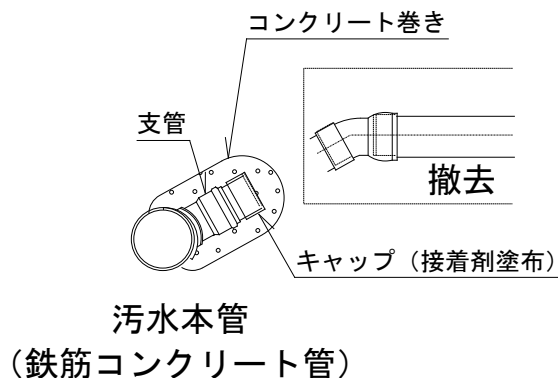
枿及び取付管を撤去すること。取付管は支管部で切断することを基本とし、切り離された全ての施設を撤去すること。

(2) 切断部の処理方法

- 1) 本管が硬質塩化ビニル管の場合は、切断部をキャップ止め処理する。
キャップ接続部には接着剤を塗布し、漏れなく確実に密閉すること。



- 2) 本管が鉄筋コンクリート管の場合は、1) の処理した後、キャップ周辺及び本管支管接続部周辺を一体的にコンクリート巻き防護すること。



4. 下水道管渠施設

管渠施設は、成田市印旛沼流域関連公共下水道全体計画（以下、「下水道全体計画」という。）及び成田市印旛沼流域関連公共下水道事業計画（以下、「下水道事業計画」という。）により計画、整備することを原則とする。ただし、下水道事業計画で定める幹線以外の支線等については、現場状況、計画流量及び流速等を踏まえ、下水道事業計画と同等以上の整備計画と判断される場合は、これを認める。

以下に、構造等に関する基準を示す。

（１）計画下水量

１）污水管渠

污水管渠は、原単位（単位面積当たりの計画時間最大汚水量）をもとに、管渠の排水面積を乗じて算出する。原単位は下水道全体計画により下表のとおりとする。生活污水以外の営業污水、観光污水及び工場污水等の流入が見込まれる場合は、別途協議すること。また、これらにより難しい場合も別途協議すること。

$$\text{計画汚水量} = (\text{分区に応じた原単位}) \times \text{計画敷地面積}$$

分 区		原単位 (m ³ /ha・sec)
成 田 処 理 分 区	根木名川分区	0.000222
	小橋川分区	0.000407
	成田ニュータウン分区	0.000594
	江川分区	0.000296
	久住分区	0.000497
宗吾処理分区		0.000472
三里塚処理分区		0.000304

2) 雨水管渠

雨水管渠は、合理式により行うこと。また、降雨強度公式はタルボット型を採用し、確率年は5年とする。流出係数については、【工種別基礎流出係数標準値表】による。

【合理式】

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q：最大計画雨水流出量（m³/sec）

C：流出係数

I：降雨強度（mm/hr）

A：排水面積（ha）

※ 排水面積の算定は事業区域の
内外を問わず行う

【降雨強度公式（5年確率）】

$$I = \frac{5000}{(t + 40)} \quad < 50 \text{ mm/hr} >$$

t：流達時間 下水道全体計画により原則5分とする。
土地利用に即して計画する場合は、別途協議。

【工種別基礎流出係数標準値表】

工 種 別	流出係数	工 種 別	流出係数
屋 根	0.85～0.95	間 地	0.10～0.30
道 路	0.80～0.90	芝、樹木の多い公園	0.05～0.25
その他の不透面	0.75～0.85	こう配のゆるい山地	0.20～0.40
水 面	1.00	こう配の急な山地	0.40～0.60

(2) 管渠の余裕

1) 汚水管渠の余裕は、下表のとおりとする。

管渠の内径	余 裕
700mm 未満	計画下水量の 100%

2) 雨水管渠の余裕は、可能な範囲で、多少の余裕を見込むこと。

(3) 流量の計算

- 1) 流速公式は、汚水及び雨水管渠ともクッター公式を採用することを原則とする。式形を以下に示す。また、参考としてマニング公式も併せて示す。
なお、管渠断面積において、円形管は満流、函渠は9割水深として設計を行うこと。

【クッター公式】

$$Q = A \cdot V$$
$$V = \frac{23 + 1/n + 0.00155/I}{1 + (23 + 0.00155/I) \times n / \sqrt{R}} \cdot \sqrt{R \cdot I}$$
$$= (N \cdot R) / (\sqrt{R} + D)$$

【マニング公式】

$$Q = A \cdot V$$
$$V = \frac{1}{n} \cdot I^{1/2} \cdot R^{2/3}$$

V : 流速 (m/秒)
n : 粗度係数
I : 勾配 (小数)
R : 径深 (WA/ WP)
WA : 流水断面積 (m²)
WP : 流水潤辺長 (m)

2) 粗度係数

粗度係数は、鉄筋コンクリート管の場合は 0.013、硬質塩化ビニル管の場合は 0.010 を標準とする。

(4) 流速及び勾配

流速は、下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従いしだいに緩くなるようにすること。

1) 汚水管渠

流速は 1.0～1.8m/sec (勾配 5.5～17.7‰) となるよう定めること。これによることが出来ない場合は、最小 0.6m/sec から最大 3.0m/sec の範囲で定める。

2) 雨水管渠

流速は 1.0～1.8m/sec（勾配 5.5～17.7‰）となるよう定めること。これによりことが出来ない場合は、最小 0.8m/sec から最大 3.0m/sec の範囲で定める。

(5) 管渠の種類

下水道用硬質塩化ビニル管を標準とするが、計画地の地形や管径、土被り等の施工条件を鑑み、これにより難い場合は、日本下水道協会規格（J S W A S）に適合した管渠を使用すること。

(6) 管渠の断面

管渠の断面は円形を標準とする。

(7) 管径及び最小管径

管径は、計画下水量を支障なく排水できるよう決定すること。また、下流管渠の径を超えないように計画すること。なお、最小管径は下表のとおりとする。

種別	最小管径
污水管渠	200 mm
雨水管渠	250 mm

(8) 埋設位置、深さ及び最小土被り

- 1) 埋設位置及び深さは、下水道課及び道路管理者（埋設地が私有地の場合は、土地所有者）と協議のうえ決定すること。
- 2) 最小土被りは 1.2m とする。やむを得ない場合にあっては、0.8m まで許容するが、1.0m 未満となる場合は、埋設地の管理者の承諾を得ること。
- 3) 污水管渠の埋設深さの決定は、将来の下水道計画や、公共柵の設置を行った際の宅内排水設備計画を考慮し、決定すること。
- 4) 管上 60cm の位置に明示シートを敷設すること。なお、管上 60cm がとれない場合は路盤下に敷設すること。

(9) 管渠の基礎

管渠の基礎は、使用する管渠の種類、土質、地耐力、施工方法、荷重条件、埋設条件等を考慮し定めること。

(10) 管渠の接合及び継手

- 1) 管渠径が変化する場合又は2本の管渠が合流する場合の接合方法は、原則として管頂接合とする。
- 2) 管渠の継手は、水密性及び耐久性のあるものとする。
- 3) マンホールと管渠の接続部には、マンホール用可トウ継手を使用すること。

(11) マンホールの配置

- 1) マンホールは、配置間隔が 75m以下となるよう計画するほか、次に掲げる箇所に設置する。なお、管渠径が 600 mmを超える場合は別途協議すること。
 - ・管渠の起点
 - ・管渠の方向、勾配又は径が変化する箇所
 - ・管渠に段差が生ずる箇所
 - ・管渠の会合する箇所

(12) マンホールの種類

原則として、次に掲げるものを使用すること。やむを得ずこれら以外のものを使用する場合は別途協議すること。

- ・下水道鉄筋コンクリート製組立マンホール
- ・下水道用レジンコンクリート製マンホール

※いずれも日本下水道協会規格（J S W A S）適合品とする。

(13) マンホールの構造

- 1) 蓋は、成田市の製造承認を受けた市章入りの鋳鉄製のものを使用すること。なお、T-25 次世代型と T-14 デザイン型の採用基準は、下表のとおり。

マンホール蓋採用基準

区 分	採 用 箇 所
T-25 次世代型	車道幅員 5.5m 以上 ・ 5.5m 未満であっても一方通行道路等で大型車輛の通行があり、交通量の多い道路及び拡幅計画道路は、T-25 とする。
T-14 デザイン型	車道幅員 5.5m 未満及び歩道

- 2) 足掛け金具は腐食に耐える材質で、表面に滑りにくい加工のされたものを使用し、原則として、下流側に設置すること。

- 3) 汚水管渠で、上流管渠と下流管渠の段差が 0.6m 以上となる場合にはマンホールに副管を設けること。原則として内側に設置することとし、内副管の設置は 2 号マンホール以上とするが、省スペース型の内副管継手の採用等で維持管理に支障がない場合はこの限りでない。現場状況により、マンホールの外側に設置せざるを得ない場合は、別途協議すること。
- 4) マンホール底部には、管渠の状況に応じたインバートを設けること。
- 5) 蓋の受枠の設置には、受枠変形防止金具を使用すること。また、周辺道路面の傾斜状況等を考慮し、角度の調整を行ったうえで、調整リング及び無収縮モルタルを使用し、マンホール周辺との段差が生じないよう計画・施工すること。
- 6) マンホール深さが 2.0m 以上となる場合は、蓋受枠部に転落防止用の梯子を設置すること。

(1 4) 小型マンホール

マンホールは 0 号以上のものを原則とするが、本管が口径 200mm 以下の硬質塩化ビニル管の場合は、起点又は中間点において、小型マンホールの採用を認めるものとする。採用にあたっては次に掲げる事項に注意すること。

- 1) 日本下水道協会規格（J S W A S）に適合した下水道用レジンコンクリート製小型マンホールを使用すること。
- 2) 蓋は成田市より製造承認を受けた市章入りの鋳鉄製のものをを使用すること。
- 3) 小型マンホールの深さは 2.0m 以下とすること。
- 4) 小型マンホールの間隔は 50m 以下とすること。